

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 15日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市中浜町1番地の8

氏名 エア・ウォーターNV株式会社
代表取締役社長 藤田 守弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6412-5355

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エア・ウォーターNV株式会社 尼崎工場
--------	---------------------

事業場の所在地	尼崎市中浜町1番地の8
---------	-------------

計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
------	---------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2465 金属熱処理業
②事業の規模	売上実績額 1,455,365千円 (令和4年度実績)
③従業員数	107人 (令和5年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 一部製品の製造工程変更(酸洗工程廃止)による廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)の排出量削減に加え、循環設備導入による廃酸廃液の再利用を実施して排出量の削減に取り組んだ。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)の中間処理設備の導入を検討している。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)は専用1m3の容器に回収、汚泥(有害)はドラム缶に回収している。 それぞれ指定の保管場所へ移動し、分別表示の上保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)の中間処理設備の導入を検討している。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組) 廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)は最終処分が再生である処分業者へ変更した。 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理委託は、全て優良認定処理業者を選定し委託している。 不定期に廃棄物の有害成分についても分析を行っており、廃棄物量削減に向けた取り組みを図っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>生産量の増加により必然的に各特別管理産業廃棄物の排出量が増加するが、工法・管理方法の改善により、原材料の使用量の適正化を検討し廃棄物量の削減に努める。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	277.07	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト加入済み</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

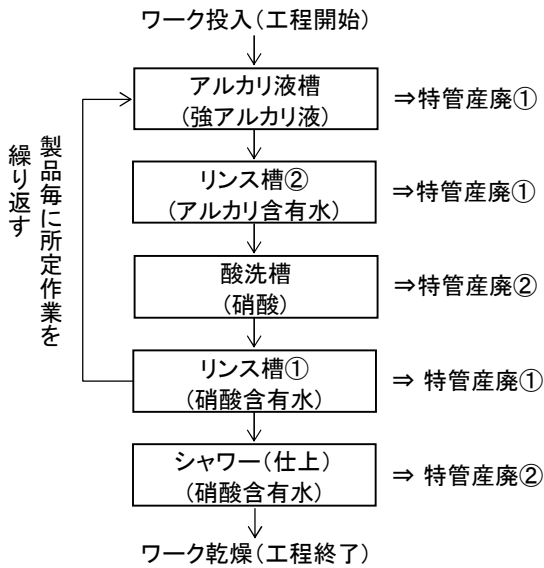
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1.

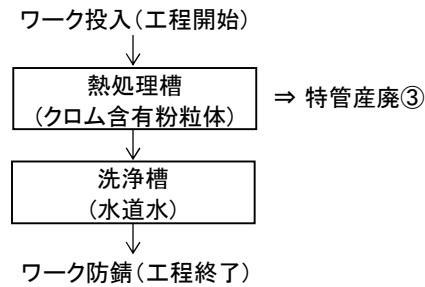
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

(1) 皮膜除去(酸洗)工程



(2) 合金層形成処理工程



○上記フローに示す特別管理産業廃棄物は、以下の通りとなる。

- ・特管産廃① 廃アルカリ(有害)・・・六価クロム含有
- ・特管産廃② 廃酸(有害)・・・六価クロム含有
- ・特管産廃③ 汚泥(有害)・・・六価クロム含有

○特別管理産業廃棄物は、以下の方法で、処理を委託している。

- ・特管産廃① 廃アルカリ(有害)
 - 収集運搬<委託:(株)ダイセキ> → 中和<委託:(株)ダイセキ>
 - 中和処理後は下水道放流。
 - 中和残さは脱水処理し、セメント原料として使用。(セメント会社へ搬入)
- ・特管産廃② 廃酸(有害)
 - 収集運搬<委託:(株)ダイセキ> → 中和<委託:(株)ダイセキ>
 - 中和処理後は下水道放流。
 - 中和残さは脱水処理し、セメント原料として使用。(セメント会社へ搬入)
- ・特管産廃③ 汚泥(有害)
 - 収集運搬<委託:リサイクルセンター(株)> → 安定化<委託:(株)環境化学研究所>
 - 安定化処理後は管理型最終処分場に埋立処分。

別紙3.

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度(令和 4 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
排出量	1.88 t	188.37 t	86.82 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
排出量	1.88 t	133.56 t	85.06 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の種類の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度(令和 4 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら再生利用を行った量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら再生利用を行う量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の種類の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度(令和 4 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら熱回収を行った量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
自ら中間処理により減量した量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら熱回収を行う量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
自ら中間処理により減量する量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

別紙4.

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

○ 現状 前年度(令和 4 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら埋立処分を行った量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら埋立処分を行う量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度(令和 4 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
全処理委託量	1.88 t	188.37 t	86.82 t
優良認定処理業者への処理委託量	1.88 t	188.37 t	86.82 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	1.92 t	1.03 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
全処理委託量	1.88 t	133.56 t	85.06 t
優良認定処理業者への処理委託量	1.88 t	133.56 t	85.06 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	6.68 t	4.25 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t